

【募集要項】

「労働安全衛生優良企業」のシンボルマーク募集要項

1. 趣旨

わが国には約 5,300 万人の労働者が働いていますが、労働者が健康で安全に、働きやすい環境を作ること何よりも重要であり、社会や企業の安全・健康に対する意識改革を促進していく必要があります。

現在、厚生労働省では、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組み、良好な職場環境を維持している企業について、客観的な基準で評価し、安全衛生についての優良企業として公表することで、こうした優良企業が社会的に高く評価されるような制度の検討を行っています（※）。今般、この制度において、労働安全衛生への積極的な取組が認められた優良企業を広く認知していただくことを目的に、当該優良企業のみが使用できるシンボルマークを募集します。

※労働安全衛生優良企業の公表制度の詳細は、現在、厚生労働省の「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会」において検討中です。詳しくは、下の URL の資料をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000052590.html> (第1回会議資料)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000056446.html> (第2回会議資料)

2. 募集内容

労働者が安全で健康に働き続けることができる、働きやすい環境・組織をイメージさせるシンボルマークを募集します。

なお、応募するシンボルマークにはデザインの解説（簡単なコメント）をつけてください。

3. 応募締切

平成 26 年 10 月 17 日（金）必着。郵送の場合は、当日消印有効。

4. 応募資格

特に制限はありません。どなたでも応募できます。

5. 応募方法

作品と作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記入の上、以下の方法で応募ください。

1) 電子メールの場合

(メールアドレス anei-company@mhlw.go.jp)

- ・メールの表題は、「労働安全衛生優良企業シンボルマーク応募」としてください。
- ・電子データは、1作品につき1ファイルとし、ファイル形式はJPEG形式またはGIF形式、ファイルの容量は2MB以内としてください。

2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部計画課

シンボルマーク事務局宛

- ・封書でお送りください。A4 サイズ白色用紙を縦に使用し、作品は10cm×10cmの枠内に描いてください。
- ・用紙1枚につき1作品をプリントアウトし、それぞれに作品の解説、氏名（ふりがな）、年齢、職業、住所及び電話番号を記載してください（複数の作品を1つの封筒でまとめて送付いただいても差し支えありません）。

※採用された際には、選定後作品についての電子媒体を厚生労働省に提出して頂く必要があります。

6. 応募作品

- ・ご自身で作成した未発表の作品に限ります。
- ・応募作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・シンボルマークの作成と応募に係る費用は、応募者の負担とします。
- ・他の作品の模倣と認められる場合には、選定後であっても決定を取り消します。また、類似と認められる作品も決定を取り消す場合があります。

7. 著作権など

- ・選定された作品の著作権など一切の権利は、厚生労働省に帰属します。
- ・応募作品については、印刷などの際に若干の修正を行うことがあります。

8. 選定方法・発表

- ・ 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会において、1 作品を決定します。
- ・ 採用された作品については、平成 26 年 10 月以降に応募者に連絡します。採用された方には、記念品を贈呈します。なお、賞金はありません。
- ・ 選定の結果は、厚生労働省ホームページなどで発表する予定です。

9. シンボルマークの使用基準

- ・ 厚生労働省より、労働安全衛生の優良企業と認められた企業のみが、提供するサービス、広告、求人広告、名刺等に使用できるものとします。
- ・ 詳細なシンボルマークの使用基準については、別途定めます。

10. シンボルマークの募集に関する問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
計画課 計画班 樋口・野村
電話：03-5253-1111（内線：5549）